

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和6年1月25日(2024.1.25)

【国際公開番号】WO2022/220198

【出願番号】特願2023-514631(P2023-514631)

【国際特許分類】

C 0 9 K 3/18(2006.01)

B 8 2 B 1/00(2006.01)

C 0 9 D 131/00(2006.01)

C 0 9 D 133/00(2006.01)

C 0 9 D 127/04(2006.01)

C 0 8 L 35/00(2006.01)

C 0 8 F 22/00(2006.01)

10

【F I】

C 0 9 K 3/18 1 0 1

B 8 2 B 1/00 Z N M

C 0 9 D 131/00

C 0 9 D 133/00

C 0 9 D 127/04

C 0 8 L 35/00

C 0 8 F 22/00

20

【手続補正書】

【提出日】令和5年10月6日(2023.10.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

30

【特許請求の範囲】

【請求項1】

下式(a)で表される単量体(a)に基づく単位を有する重合体(A)を含む、撥液剤組成物。

$$(R^1 - Q^1)HC = CH(-Q^2 - R^2) \quad \text{式(a)}$$

式(a)中、 Q^1 及び Q^2 はそれぞれ独立して、二価の連結基を示し、

R^1 及び R^2 はそれぞれ独立して、炭素数8~24の一価の炭化水素基を示す。

【請求項2】

前記単量体(a)の Q^1 及び Q^2 が、それぞれ独立して-C(=O)-、-C(=O)-O-、-O-C(=O)-、又は-C(=O)-NH-である、請求項1に記載の撥液剤組成物。

40

【請求項3】

前記単量体(a)の R^1 及び R^2 が、それぞれ独立して炭素数12~24の一価の炭化水素基である、請求項1に記載の撥液剤組成物。

【請求項4】

前記重合体(A)が、下記の単量体(b)に基づく単位をさらに有する共重合体である、請求項1に記載の撥液剤組成物。

単量体(b)：前記単量体(a)以外の単量体であり、かつ、1分子中に1個の重合性不飽和基と前記重合性不飽和基に隣接した電子供与性基を有する単量体。

【請求項5】

50

前記単量体 (b) が、下式 (b 1) で表される単量体 (b 1) である、請求項 4 に記載の撥液剤組成物。



式 (b 1) 中、 R^3 は、電子供与性基である。

【請求項 6】

前記電子供与性基が、置換基を有してもよい脂肪族炭化水素基、 $-\text{O}-\text{C}(=\text{O})-\text{R}^4$ 、 $-\text{O}-\text{R}^4$ 、及び $-\text{NH}-\text{C}(=\text{O})-\text{R}^4$ からなる群から選ばれる少なくとも 1 種である、請求項 5 に記載の撥液剤組成物。

ここで、 R^4 は、置換基を有してもよい脂肪族炭化水素基を示す。

【請求項 7】

前記単量体 (a) に基づく単位の割合が、前記重合体 (A) の全構成単位に対して 5 ~ 80 質量%である、請求項 4 に記載の撥液剤組成物。

【請求項 8】

前記単量体 (b) に基づく単位の割合が、前記重合体 (A) の全構成単位に対して 20 ~ 95 質量%である、請求項 4 に記載の撥液剤組成物。

【請求項 9】

前記単量体 (a) に基づく単位の割合が、前記重合体 (A) の全構成単位に対して 5 ~ 80 質量%であり、

前記単量体 (b) に基づく単位の割合が、前記重合体 (A) の全構成単位に対して 20 ~ 95 質量%である、請求項 4 に記載の撥液剤組成物。

【請求項 10】

前記重合体 (A) が、下式 (c) で表される単量体 (c) に基づく単位をさらに有する共重合体である、請求項 1 に記載の撥液剤組成物。



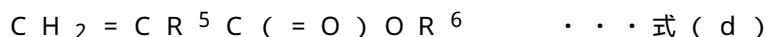
式 (c) 中、 X^1 、 X^2 はそれぞれ独立に、ハロゲン原子又は水素原子を示し、 X^1 及び X^2 は同時に水素原子ではない。

【請求項 11】

前記単量体 (c) が、塩化ビニル及び塩化ビニリデンからなる群から選ばれる少なくとも 1 種である、請求項 10 に記載の撥液剤組成物。

【請求項 12】

前記重合体 (A) が、下式 (d) で表される単量体 (d) に基づく単位をさらに有する共重合体である、請求項 1 に記載の撥液剤組成物。



式 (d) 中、 R^5 は水素原子又はメチル基を示し、 R^6 は置換基を有していてもよい一価の炭化水素基を示す。

【請求項 13】

前記重合体 (A) が、架橋性官能基を有する単量体 (e) に基づく単位をさらに有する共重合体である、請求項 1 に記載の撥液剤組成物。

【請求項 14】

前記重合体 (A) が、フッ素原子を有さない、請求項 1 に記載の撥液剤組成物。

【請求項 15】

請求項 1 ~ 14 のいずれか一項に記載の撥液剤組成物によって基材を処理する、基材の処理方法。

【請求項 16】

請求項 1 ~ 14 のいずれか一項に記載の撥液剤組成物によって処理された基材を有する、物品。

10

20

30

40

50